

Report

北海道主要農作物等の

種子の生産に関する条例について

北海道農政部生産振興局農産振興課 主査 大坂 公一

1. 主要農作物種子法の廃止

主要農作物種子法（以下、「種子法」）は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から、昭和二十七年に制定されました。その目的は、主要農作物（稲、麦類、大豆）の優良な種子の生産及び普及の促進でした。主な内容は、①優良な品種（奨励品種）を決定するための試験、②原種及び原原種の生産等、③種子生産は場の指定、④ほ場審査・生産物審査、⑤審査証明書の交付、⑥勧告、助言及び指導について、都道府県が行うものと規定されていました（図1）。

2. 種子法廃止までの経過

(1) 規制改革推進会議

平成二八年九月、構造改革を進める上で必要な規制の在り方を総合的に調査審議することを目的とした内閣府の諮問会議である「規制改革推進会議」農業ワーキンググループが、都道府県と民間企業では種子生産の条件が同等でないため、民間企業が稲・麦・大豆種子の生産に参入しにくい状況になっているとし、種子法の廃止を提言しました。

○主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進める必要があるとの観点から昭和27年(1952年)に制定された。

○法律では主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆)の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産等については、都道府県が行うものと規定。

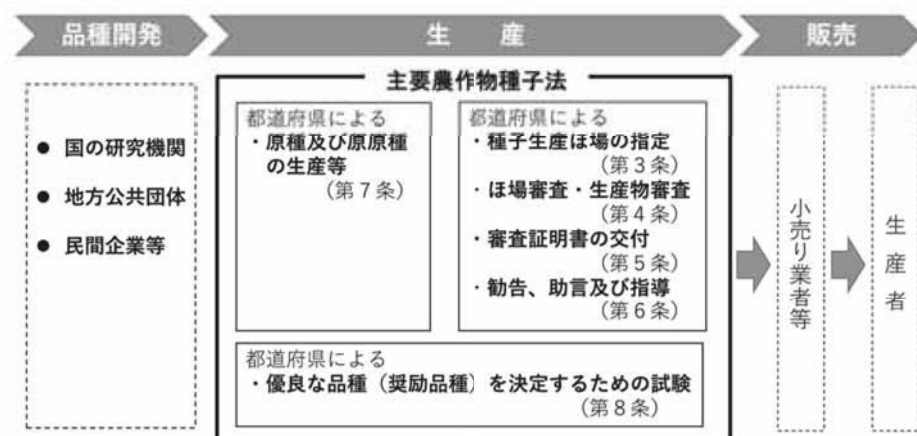


図1 主要農作物種子法による種子生産の仕組み

(2) 農業競争力強化プログラム

国は、二八年一月に「農業競争力強化プログラム」の取りまとめを行い、種子・種苗について、国家戦略や知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築することを旨とすることとし、民間の品種開発意欲を阻害している種子法を廃止するための法整備を進めることとしました。

なお、本道には、優良品種に認定された民間開発品種として、水稻「ほしまる」(ホクレン、上川農試)、小麦「春よ恋」(ホクレン)、一二年大麦「札幌2号」(サッポロビール)があり、いずれも栽培普及されています。

(3) 国会での審議状況

二九年二月一〇日に「主要農作物種子法を廃止する法律案」が国会に提出され、参議院農林水産委員会において次の附帯決議が付され、同年四月一四日に可決・成立しました。

ア、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産などについて適切な基準を定め、運用すること。

イ、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の

生産および普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保すること。

ウ、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。

エ、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること。

3. 道の対応

道は二九年四月、「北海道種子協議会」の下に道や農業団体、試験場などで構成する「種子生産の在り方検討部会」を設置して検討を重ねた結果、三〇年度は現行の種子生産・審査体制を継続することとし、必要な予算を確保するとともに、要綱などを整備しました。

また、道議会の議論などを踏まえ、三一年度以降は種子・種苗の安定供給に向けて、本道における種子生産に関する課題の確な対応や、道、農業団体、生産者などの役割と責任の明確化などを盛り込んだ、条例の制定に取り組むこととしました。

4. 条例の検討及び制定

道は三〇年八月に、全道五箇所での種子関係者等との現地意見交換などを通じて、条例骨子案を取りまとめました。

条例案の検討に当たっては、専門的な見地から調査審議を行う必要があることから、「北海道農業・農村振興審議会」に「主要農作物種子生産部会」を設置し、八月二十九日開催の第一回部会では条例骨子案、一〇月一日開催の第二回部会では条例素案、十二月十七日開催の第三回部会では条例案について調査審議が行われました。その結果、条例案について「適当である」旨の意見が取りまとめられました。

また、条例素案について、道は一〇月一日から一か月間、道民から意見等の募集（パブリックコメント）を実施し、五五の個人及び団体から一二九件の意見をいただき、これらを踏まえて条例案を取りまとめました。

条例案は、「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例案」として三一年第一回北海道議会定例会に提案し、三月六日、原案どおり可決・成立され、四月一日から施行されました（図2）。

日程	北海道農業・農村振興審議会	北海道農政部	北海道議会
平成29年4月～		種子生産の在り方検討部会 設置・検討（12回）	議会議論
30年8月20日～24日		種子関係者等との現地意見交換 （全道5か所）	
8月29日	農業・農村振興審議会 第1回部会（調査審議：骨子案）		
9月11日～10月10日			3 定議会
10月11日	農業・農村振興審議会 第2回部会（調査審議：素案）	パブリックコメント実施 （1か月間）	
～11月9日		パブリックコメント終了	
11月中旬		パブコメ意見の取りまとめ ・反映（55（個人・団体）：129件）	
11月27日～12月13日			4 定議会
12月17日	第3回部会（調査審議：案） 農業・農村振興審議会		
31年1月11日		法規審査委員会	
2月15日～3月6日			1 定議会
3月6日			可決・成立

図2 「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」の検討経過

5. 条例制定の趣旨

北海道は、広大な耕地面積を活かして、稲や麦、豆類などの作物により輪作体系を構築しながら、専門的な経営を主として大規模で生産性の高い農業が展開されており、我が国最大の食料供給地域としての役割を果たしています。

今後とも北海道が我が国の食料の安定供給を担うとともに、本道の農業が、食品加工業、観光業その他の産業とも強く結び付き、地域の基幹産業として持続的に発展していくことが求められています。

このような発展のためには、国民の食生活を支える農作物の将来にわたっての安定的な供給、消費者ニーズに対応した食味や品質、収量などに優れた品種の育成、農作物の供給を支える優良な種子の安定的な生産などが不可欠となっています。

それらの実現のためには、稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそばといった農作物のうち、普及すべき品種を優良品種として認定する制度や安定的な原種及び原原種の生産、当該優良品種の種子が生産されるほ場や生産物の審査、当該優良品種に係る知的財産権の適正な保護を図ること等につ

いて、道、品種育成者、種子生産者及び関係機関等が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければなりません。

このような考え方に立つて、主要農作物等の安定的な供給や品質の確保を実現し、本道の農業の持続的な発展に寄与するため、「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」を制定しました。

6. 条例の概要

(1) 総則

①目的

本条例は、主要農作物等の種子の生産に関し、基本理念を定め、道、品種育成者、種子生産者、関係機関等の責務を明らかにしました。さらに、道が実施する施策その他必要な事項を定めました。このことにより主要農作物等の安定的な供給、品質の確保を図ることによって、本道の農業の持続的な発展に寄与することを目的としています。

②対象作物

本条例の対象作物は、種子生産に係る根拠法令がなく、かつ、道が種子の生産又は審査を行っている主要農作物等（稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそば）としています（図3）。

③基本理念

主要農作物等の優良品種や優良種子は、貴重な財産であるとの認識の下、優良種子の生産は主要農作物等の安定的な供給、品質の確保のために不可欠と捉えています。また、優良種子の生産は、道、品種育成者、種子生産者、関係機関等が相互に連携し、協力、推進しなければなりません（図4）。

④道の責務

道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を、総合的かつ計画的に実施する責務を有することを明らかにしました。

⑤品種育成者の責務

主要農作物等の品種育成者は、安定的な供給、品質を確保するために優良な品種の育成に努めなければなりません。さらに、種子生産者が優良種子を安定的に生産するために必要な種子情報の提供を行うよう努めなければなりません。

区分	関係法令等 (生産・品質・販売等)	道の関わり	種子生産	
			(原種・原原種)	採種
稲・大麦・小麦・大豆 (主要農作物)	※種子法が廃止されたので、30年度は道が定めた要綱で対応。 ○種苗法(品種登録と種子の販売に係る表示等の適正化)	①要綱に基づき、種子(原種・原原種、採種)の生産は場面等を定めた種子計画を策定 ②道職員によるほ場審査・生産物審査	北海道が生産(生産に当たっては、原原種はホクレンに、原種は農協等に委託) ホクレン、日本特産農作物種苗協会、十勝農協連が生産	農協等
馬鈴しょ	○植物防疫法 →植物に有害な病虫害等のまん延防止に必要な検査等について規定(種いもの品質を確保) ○北海道馬鈴しょ生産販売取締条例 →種馬鈴しょの生産及び販売に関する規制(生産者及び販売業者の登録等) ○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 →国の機関が増強に必要な種苗の生産及び販売を行うことを規定 ○種苗法	・国が生産した原原種をもとに、原種の生産計画を策定 ・原種取扱団体の指定 ・国によるほ場等での防疫検査への補助	・原原種は国の機関(農研機構種苗管理センター) ・原種はホクレン等	農協等
てん菜	○種苗法	—	品種育成国(ヨロツパ)の種苗会社等	品種育成国(ヨロツパ)の種苗会社、日本甜菜製糖(株)、ホクレン
野菜	○種苗法	—	民間事業者(種苗会社)	

図3 作物別の種子の生産状況等について

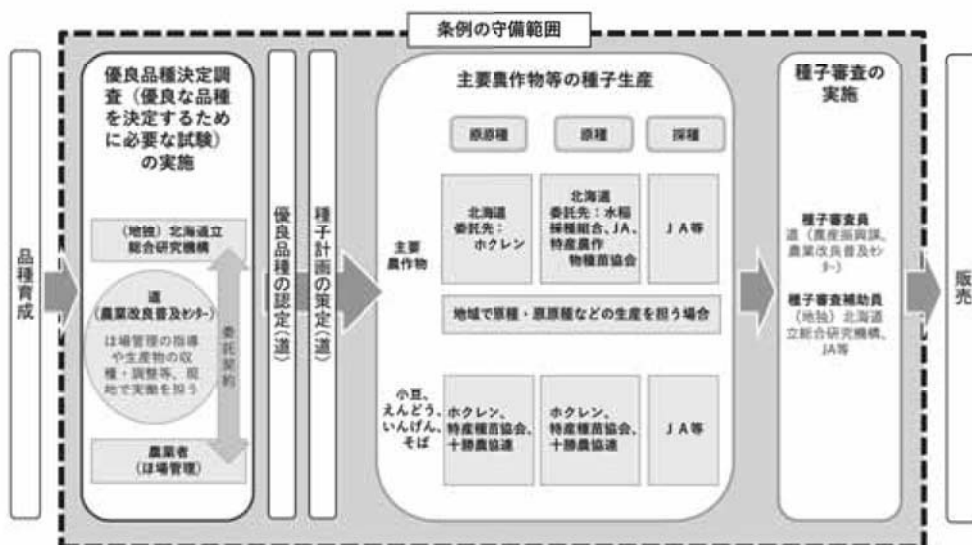


図4 北海道における主要農作物等の種子生産に関する実施体制

⑥種子生産者の責務

種子生産者は、主要農作物等の適正な栽培により、優良種子を安定的に生産するよう努力し、必要な知識、技術の向上に努めなければなりません。

⑦関係機関等の責務

関係機関等は、道が実施する施策に協力しなければなりません。

(2) 主要農作物等の種子の生産に関する施策

①優良品種の認定等

知事は、栽培上、利用上、一定基準に適合する品種を優良品種として認定することができ、優良品種の認定を受けようとする者は知事に申請しなければなりません。また、知事は、優良品種の認定に当たって、あらかじめ、北海道優良品種認定審議会の意見を聴かなければなりません。

②種子計画の策定

知事は毎年度、優良品種の種子の計画的な生産を行うため、種子の作付面積、生産量、備蓄量、その他の必要な事項を定めた種子計画を策定し、遅滞なく公表しなければなりません。

③主要農作物の原種および原原種の生産

知事は、主要農作物の優良種子の生産を行うために必要な原種、原原種の生産を行います。

④ほ場の指定

知事は、主要農作物等の種子を適正かつ確実に生産する者に対して、ほ場の指定をします。これにより、道は、種子法廃止の趣旨も踏まえ、民間活力を最大限に活用した種子供給体制を構築するため、一部地域でしか栽培されていない品種ではあるが、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる品種などについては、JAなどの民間事業者が生産する仕組みを設けました(図5)。

⑤ほ場審査および生産物審査

指定を受けたほ場で種子を生産しようとする者は、ほ場審査、生産物審査を受けなければなりません。

⑥指導等

知事は、ほ場の指定を受けた者に対し、主要農作物等の優良な種子の生産のために必要な指導、助言、勧告を行います。

⑦知的財産権の保護

知事は、優良品種に係る知的財産権の適正な保護が図られるよう、品種育成者に対し、情報提供、その他の必要な支援を行

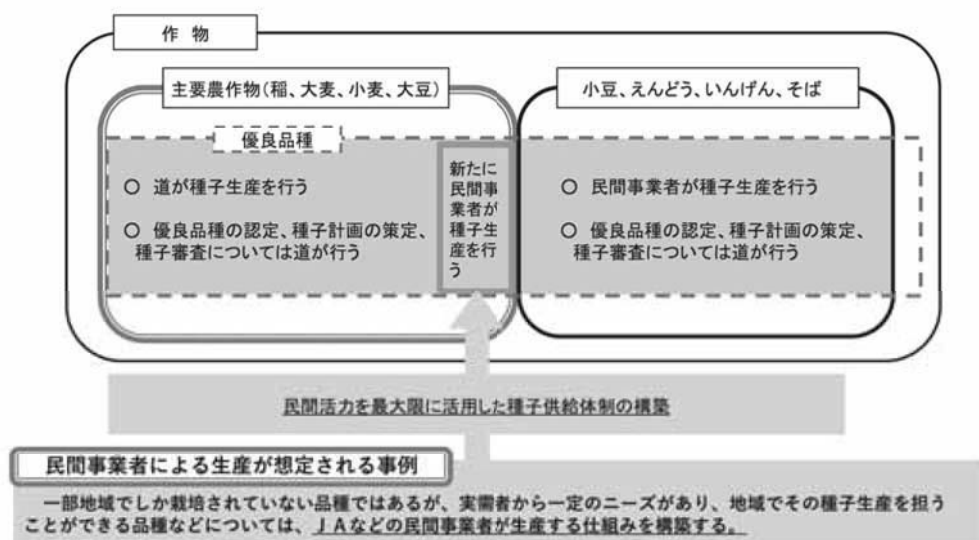


図5 条例で規定する種子の範囲：主要農作物等

(稲、大麦、小麦、大豆、小豆、えんどう、いんげん及びそば)

います。

⑧ 財政上の措置

道は、主要農作物等の種子の生産に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(3) 北海道優良品種認定審議会

民間事業者が開発した品種も含めた優良品種の認定については、今後も公平性を一層確保し、多様な見地からの意見などを踏まえた上で行うことが必要であるため、知事の附属機関として北海道優良品種認定審議会を設置します。

(4) 検討

知事は、施行日から起算して5年を経過することに、社会経済情勢の変化などを勘案し、条例の施行の状況などを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

7. その他（参考）

条例の規定は以上ですが、条例の検討過程において道が実施したパブリックコメントにおいて、在来種の保護や遺伝子組換え作物との交雑防止について多くの御意見が寄せられました。

このため、これらの意見に対する道の考え方を次のとおり整理しましたので、参考にしてください。

(1) いわゆる在来種に対する考え方

道は、いわゆる在来種については、「北海道食の安全・安心条例」に基づき、食育の推進を図るため、「第4次北海道食の安全・安心基本計画」及び「第4次北海道食育推進計画」において、伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育むことを位置付けています（図6）。

北海道食の安全・安心条例（平成17年3月31日条例第9号）より抜粋
（食育の推進）

第25条 道は、食育（食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。）を推進するため、普及啓発、学校、家庭及び地域における食に関する教育及び取組の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4次北海道食の安全・安心基本計画（平成31年3月）より抜粋

第4の2の（2）地産地消の推進

札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。

第4次北海道食育推進計画（平成31年3月）より抜粋

第4章 2の（2）のウ 食文化の継承

② 各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成するとともに、伝統的な北海道の食文化の継承を図ります。

「北海道らしい食づくり名人」：地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する方を登録する制度

③ 札幌黄や八列とうきび、黒千石など地域の特性に合ったいわゆる伝統的な在来種について、地域ならではの食文化として育みます。

図6 いわゆる在来種に対する考え方

(2) 北海道における種子の

生産・供給と食の安全・安心の確保について

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」は、農作物の全般にわたり、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止するという役割を果たしています。「北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例」は、主要農作物等の優良品種の認定を行うとともに、本道における優良な種子の生産・審査体制の確保という役割を果たしており、「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」は本道における優良な種馬鈴しょの生産・審査体制の確保という役割を果たしています。道は、これらの条例により役割を分担しながら、種子の安定的な生産・供給と食の安全の確保に努めています（図7）。

8. 今後の種子生産について

道は、本条例に従い、優れた品種の認定から安全で優良な種子の安定供給などについて、関係団体と一体となって取り組み、本道農業の競争力を強化するとともに、農業者の方々が消費者に安心してもらえる農作物の生産に引き続き取り組めるよう努めてまいります。

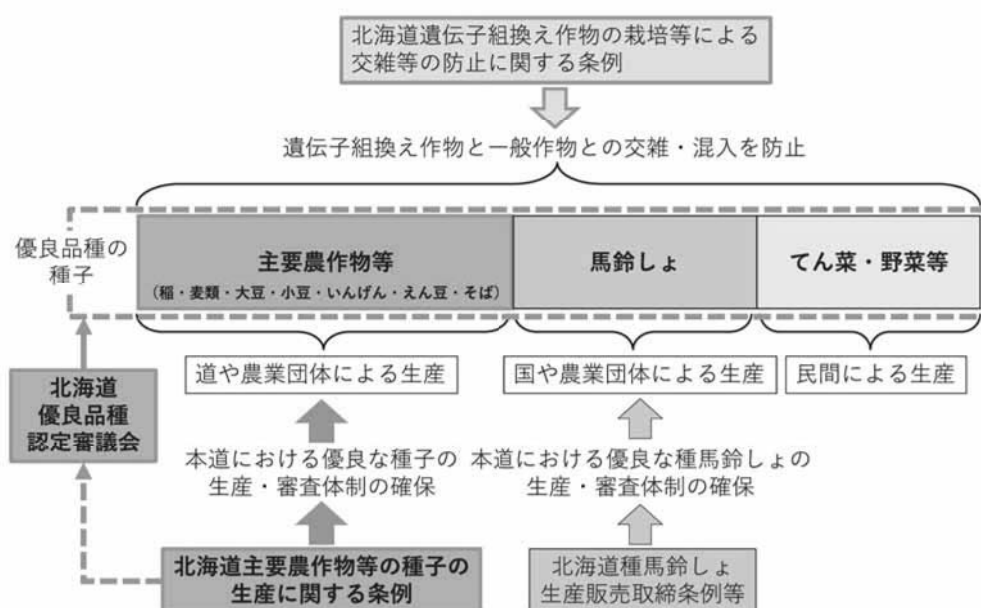


図7 北海道における種子の生産・供給と食の安全・安心の確保（イメージ）